

# 北熊本 (R4) 接地補修

件名	北熊本 (R4) 接地補修	縮尺	—
図名	表紙		
作成年月日	令和 4 年 12 月 15 日	図面	1/6
所属	北熊本駐屯地業務隊管理科	番号	

# 電気設備工事特記仕様書

- 1 工事件名： 北熊本（R4）接地補修
- 2 工事場所： 熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号  
陸上自衛隊 北熊本駐屯地
- 3 適用範囲： 本仕様書は、陸上自衛隊北熊本駐屯地で実施する接地補修について適用する。
- 4 工事概要： 本作業は、駐屯地内の受変電設備における接地の補修を行う。

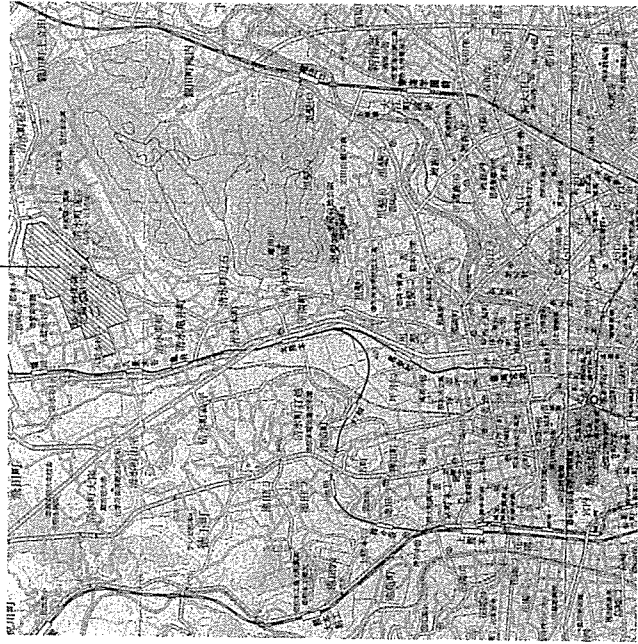
- (1) 特別高圧変電設備接地補修 . . . . . 一式
- A 種接地極 . . . . . 1箇所
- 測定用補助接地極 . . . . . 2箇所
- (2) フレーム式変電設備接地補修 . . . . . 一式
- A 種接地極 . . . . . 1箇所
- (3) 柱上変電設備接地補修 . . . . . 一式
- A 種接地極 . . . . . 5箇所
- 6 特記仕様： (1) 細部寸法については、請負者側において現場を実測確認すること。
- (2) 本作業に使用する資材等は、本特記仕様書・図面に特記する場合は除き、すべて新品とする。なお、その規格等は「標準仕様書」の当該各事項に適合するものとし、製造者の指定は行わない。
- (3) 接地抵抗低減剤は、密着性や導電率等及び環境汚染を考慮して選定すること。
- (4) 掘削に際しては、電力線・通信線・給水管等の地下埋設物について、あらかじめ十分に調査し、慎重に行うこと。
- (5) 本作業で、使用する建設機械及び実施する設備に該当する各種資格を必要とする場合は、その免状交付を現に受けている作業員が実施することとし、事前に免状等の写しを提出すること。

- 5 一般事項： (1) 本作業は本設計図書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（以下標準仕様書）、諸規定、特記により施工する。
- (2) 本作業の実施に必要な施工計画書・資材等の承認等は、事前に監督官へ提出し承諾を受けること。
- (3) 本作業中に、納まり・取り合い等の疑義が生じた場合は、監督官に通報し、その指示に従い実施する。なお、軽微なものについては請負業者負担で処置すること。
- (4) 作業に当たり安全には十分注意を払い、作業員には機会あるごとに注意を喚起すること。又作業の各工程毎に安全に対する検討を行い、必要な処置等を実施して安全管理を徹底すること。
- (5) 本作業中既存設備等に損傷を与えた場合は監督官に報告し、請負者の責任において早急に補修し、原形に復旧させるものとする。
- (6) 本作業により生じた発生材のうち、金属類及び監督官の指示する物は発生材調査を作成し、監督官の指示する場所に搬入すること。
- その他の発生材については請負業者の責任において適法処理すること。なお、本工事においては発生しないものと見込んでいる。

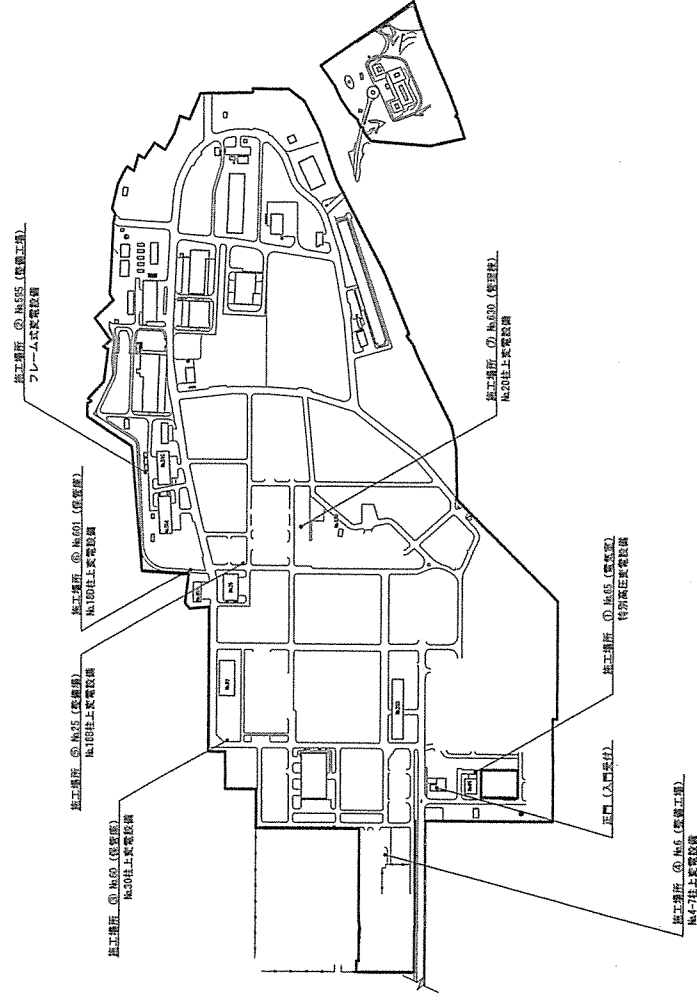
件名	北熊本（R4）接地補修	縮尺	—
図名	電気設備工事特記仕様書	図面	2/6
作成年月日	令和4年12月15日	所属	北熊本駐屯地業務隊管理科



地上自明図 北熊本駐屯地



北熊本駐屯地案内図 S=1:50,000

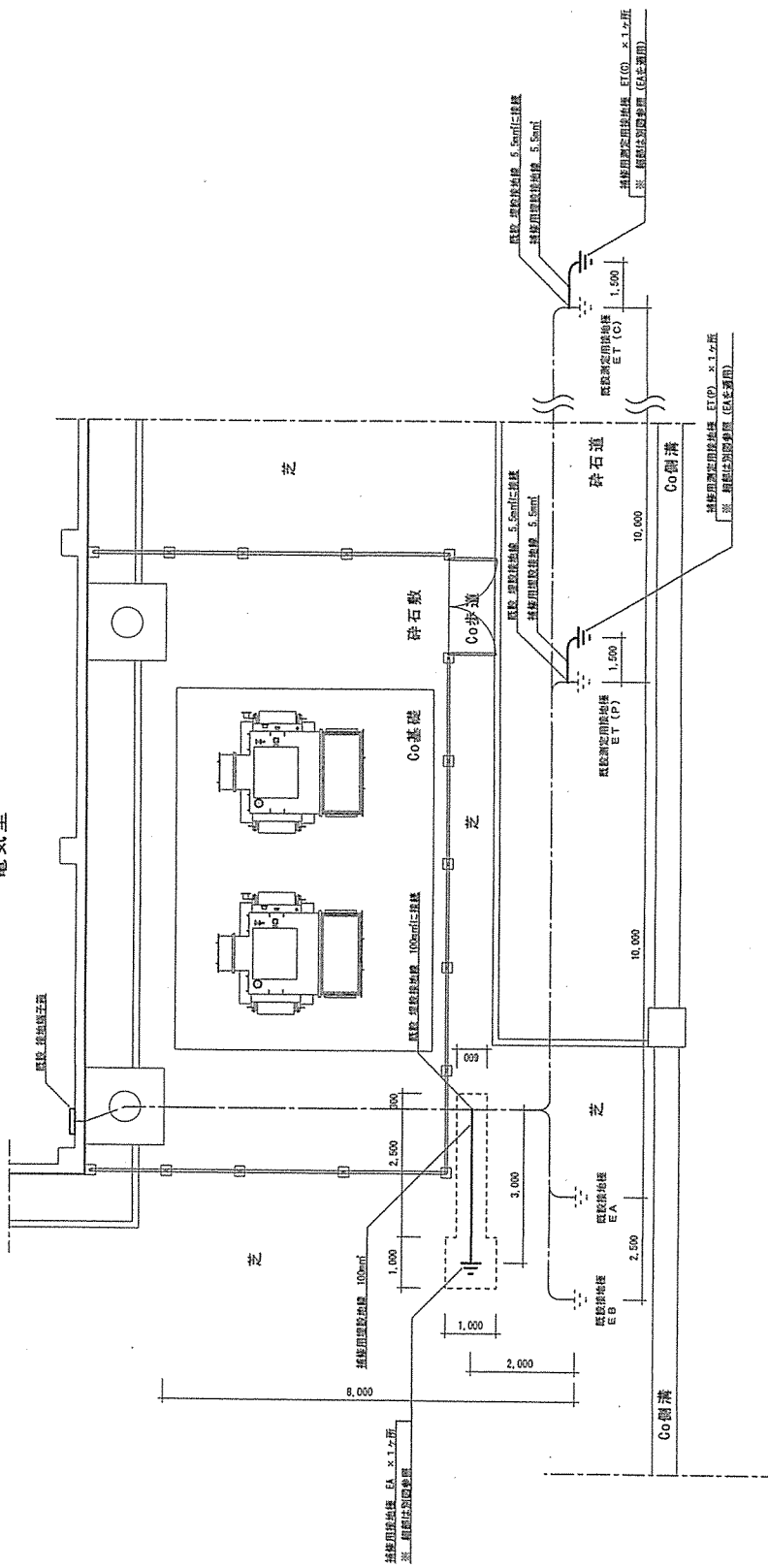


駐屯地配置図 S=1:9,000

件名	北熊本 (R4) 接合補修	縮尺	図示
図名	北熊本駐屯地案内図・配置図		
作成年月日	令和 4 年 12 月 15 日	図面	3 / 6
所属	北熊本駐屯地業務隊管理科	番号	



電気室



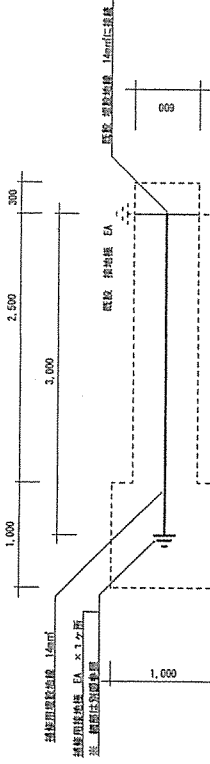
No.65建物特高変電設備補修図 N.S

施工場所①

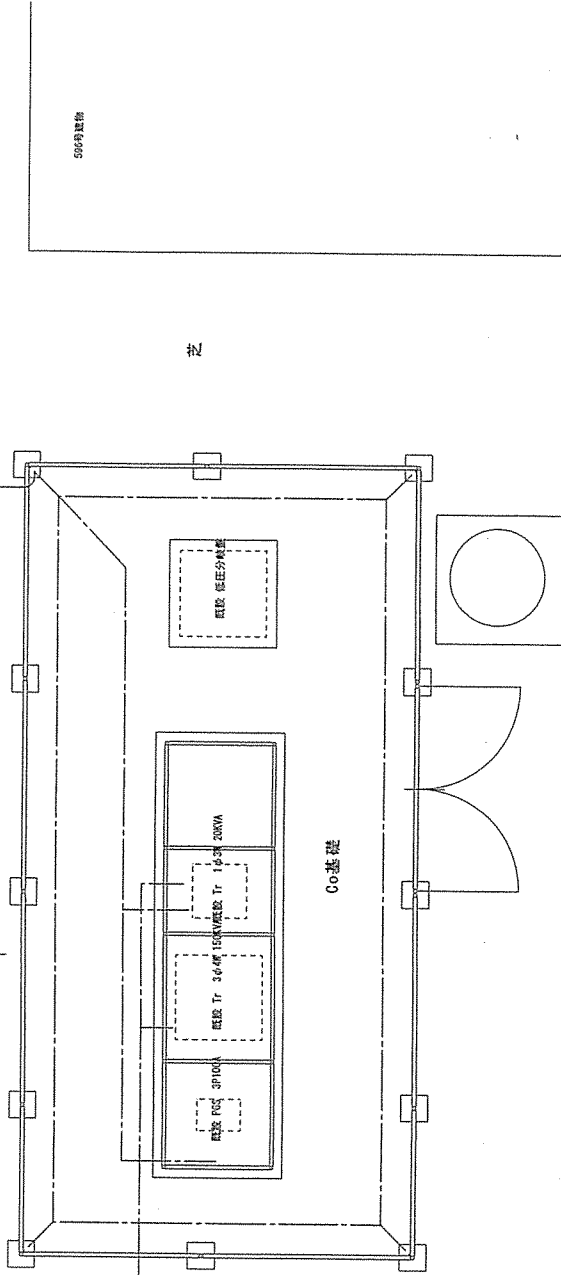
件名	北熊本 (R4) 接地補修	縮尺	なし
図名	No.65建物特高変電設備補修図	図面	4/6
作成年月日	令和 4 年 12 月 15 日	所属	北熊本駐屯地業務隊管理科

As道

No.100



埋設 接地極 EP



As道

No.595建物用フレーム式変電設備補修図 N.S

施工場所②

件名	北熊本(R4) 接地補修	縮尺	なし
図名	No.595建物用フレーム式変電設備補修図	図面	5/6
作成年月日	令和4年12月15日	図面	5/6
所属	北熊本駐屯地業務隊管理科	図面	5/6

